

# 助成金無料診断チャート

## 起業・創業時

現在、雇用保険の創業関係助成金はありません。  
別途、創業補助金(都道府県地域事務局)等での対応となります。

## 人材採用時

未経験者を3か月間雇用する場合	→	<b>トライアル雇用奨励金</b> 1人 最大12万円(月額4万円×3ヶ月)
障害者の雇用経験がない事業主が就職困難な障害者を3か月間雇用する場合	→	<b>障害者トライアル雇用奨励金</b> 1人 最大12万円(月額4万円×3ヶ月)
精神障害者および発達障害者の求職者を3か月から12か月間雇用する場合	→	<b>障害者短時間トライアル雇用奨励金</b> 1人 最大24万円(月額2万円×12ヶ月)
母子家庭の母等、60歳以上の方、若しくは障害者等を職安や指定された紹介業者等で雇入れる場合	→	<b>特定就職困難者雇用開発助成金</b> 1人 60~135万円 (重度等障害者の場合は上乘せあり)
65歳以上の離職者を職安や指定された紹介業者等で雇入れる場合	→	<b>高齢者雇用開発特別奨励金</b> 1人 60~90万円 (重度等障害者の場合は上乘せあり)
震災により離職された方や被災地域に居住されていた方を、ハローワーク等の紹介で雇入れる場合	→	<b>被災者雇用開発助成金</b> 1人 90万円 短時間労働者 60万円
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる場合	→	<b>発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金</b> 1人 135万円 短時間労働者 90万円
定年を控えた高齢者を失業を経ることなく、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる場合	→	<b>高齢者雇用安定助成金(高齢者労働移動支援コース)</b> 1人 70万円 短時間労働者 40万円
精神障害者を雇い入れるとともにカウンセリング体制の整備等働きやすい職場作りを行った場合	→	<b>精神障害者等雇用安定奨励金</b> 支給対象経費の1/2(上限100万円)
重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する場合	→	<b>重度知的・精神障害者職場支援奨励金</b> 1人 最大24万円(月額4万円×6ヶ月) 短時間労働者 最大12万円(月額2万円×6ヶ月)

キャリアアップ関係

契約社員等から正社員等への転換制度等を導入・運用し、対象者が出た場合	キャリアアップ助成金(正規雇用等転換) ★ 1人 20~40万円 (10人まで / 母子家庭等の母は10万円加算)
短時間正社員制度等を導入・運用し、対象者が出た場合	キャリアアップ助成金(短時間正社員) ★ 1人 20万円 (10人まで / 母子家庭等の母は10万円加算)
契約社員等に職業訓練等を行った場合	キャリアアップ助成金(人材育成) 賃金助成 1人1時間あたり 800円 経費助成 1人 20万円(上限)
契約社員等の賃金水準の向上を図った場合	キャリアアップ助成金(処遇改善) 1人 1万円 職務評価を活用の場合、10万円を加算
契約社員等に法定外の健康診断制度を導入・実施した場合	キャリアアップ助成金(健康管理コース) 1事業所 40万円
短時間労働者の週所定労働時間の延長(30時間以上)を行った場合	キャリアアップ助成金(所定労働時間延長コース) 1人 10万円
労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、政策課題対応型訓練の実施等を行った場合	キャリア形成促進助成金(政策課題対応型訓練) 賃金助成 1人1時間あたり 800円 経費助成 実費相当額の1/2
労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、一般型訓練の実施等を行った場合	キャリア形成促進助成金(一般型訓練) 賃金助成 1人1時間あたり 400円 経費助成 実費相当額の1/3
健康・環境・農林漁業分野の事業主が非正規雇用労働者に対して職業訓練を行う場合	非正規雇用労働者育成支援奨励金 【OFF-JT】賃金助成 1時間800円 訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) 【OJT】訓練実施助成 1時間700円 一年度一事業所あたり上限500万円
健康・環境・農林漁業分野の事業主が正規雇用労働者に対して職業訓練を行う場合	正規雇用労働者育成支援奨励金 OFF-JTによる訓練経費の実費相当額 (一訓練コース 1人あたり上限20万円 一年度一事業所あたり上限500万円)
健康・環境・農林漁業分野の事業主が正規雇用労働者に対して、国外への留学または国内企業の子会社等への出向を実施した場合	海外進出支援奨励金 【留学】入学金・受講料等の実費相当額 (1人あたり年間上限100万円) 住居費、交通費の実費相当額の2/3 (1人あたり年間上限75万円) 【出向】指導料・教材費等の実費相当額 (1人あたり上限20万円) 住居費、交通費の実費相当額の2/3 (1人あたり年間上限75万円) 一年度一事業所あたり上限500万円
健康・環境・農林漁業分野の事業主が直近の離職理由が事業主都合である正規雇用労働者に対して職業訓練を行う場合	人材育成型労働移動支援助成金(再就職コース) 【OFF-JT】賃金助成 1時間800円 訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) 【OJT】訓練実施助成 1時間700円 一年度一事業所あたり上限500万円

健康・環境・農林漁業分野の事業主が 出向または移籍により受け入れた 労働者に対して職業訓練を行う場合	人材育成型労働移動支援助成金(出向コース) 【OFF-JT】賃金助成 1時間800円 訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) 【OJT】訓練実施助成 1時間700円 一年度一事業所あたり上限500万円
--	---

**仕事と家庭の両立支援関係**

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取り組みを行い、 利用者が出た場合	両立支援助成金(子育て期短時間勤務支援助成金) 1人目 40万円 2人～5人目 15万円(共に100人以下企業)
---	--

労働者のための保育施設を 事業所内に設置、増築などを行った場合	両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金) 設置費用(上限:2,300万円)の2/3 運営費用(1～5年目)の2/3 等
------------------------------------	---

育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、 育児休業取得者を原職復帰させた場合	中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース) 1人 15万円(1年度の上限10人)
---	--

育児・介護休業中の労働者に 復帰を円滑化するための講習を受講させた場合	中小企業両立支援助成金(休業中能力アップコース) 在職講習 1ヶ月 9,000円(上限12ヶ月) 職場環境適応講習 1日 4,000円(各月1日、上限12日) 職場復帰直前(後)講習 1日 5,000円(上限12日)
--	---

育児休業取得者を原職等に復帰させ、 仕事と家庭の両立に関する研修を行った場合	中小企業両立支援助成金(継続就業支援コース) 1人目40万円、2～5人目15万円
---	---

契約社員の育児休業取得者を原職等に復帰させ、 仕事と家庭の両立に関する研修を行った場合	中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース) 1人目40～50万円、2～5人目15～20万円
--	--

**高齢者・障害者等関係の助成金**

高齢者の活用促進のための 雇用環境整備の措置を実施する場合	高齢者雇用安定助成金(高齢者活用促進コース) 支給対象経費の2/3(上限500万円) 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円
----------------------------------	---

障害者雇用経験がない事業主が障害者を初めて 雇用し、3ヶ月以内に法定雇用率を達成する 場合	障害者初回雇用奨励金 120万円
---	---------------------

施設整備をして10人以上の 障害者を雇い入れる場合	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 総額2,000～3,000万円(3年間)
------------------------------	---

雇用する障害者のための 作業施設を整備する場合	障害者作業施設設置等助成金 支給対象費用の2/3
----------------------------	-----------------------------

雇用する障害者のための 福祉施設を整備する場合	障害者福祉施設設置等助成金 支給対象費用の1/3
----------------------------	-----------------------------

雇用する障害者の雇用管理上必要な 介助措置を実施する場合	障害者介助等助成金 【重度中途障害者等の職場適応】 1人 月額2～3万円 等
---------------------------------	--

雇用する障害者の援助を行う ジョブコーチを職場に配置する場合	職場適応援助者助成金 【第1号職場適応援助者助成金】 援助事業の実施日数×14,200円 等
-----------------------------------	--

雇用する障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する場合	重度障害者等通勤対策助成金 支給費用の3/4
障害者を多数雇用し、障害者のための事業施設を設置する場合	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 支給費用の2/3(特例の場合3/4)
障害者に対して職業訓練などの能力開発訓練事業を行う場合	障害者能力開発助成金 【施設設置費】支給対象費用の4/5 【運営費等】支給対象費用の3/4または4/5 等

**雇用環境の整備関係等の助成金**

介護労働者の身体的負担を軽減のため、新たに介護福祉機器を導入・適切な運用を行う場合	中小企業労働環境向上助成金(介護福祉機器等助成) 介護福祉機器の導入費用の1/2 (上限300万円)
介護労働者の身体的負担を軽減のため、新たに法定の健康診断以外の健康づくりに資する制度を導入した場合	中小企業労働環境向上助成金(健康づくり制度) 30万円
健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主が評価・処遇制度や研修体系制度の導入を行った場合	中小企業労働環境向上助成金(個別中小企業助成コース) 評価・処遇制度 40万円 研修体系制度 30万円
健康、環境、農林漁業分野等の事業を営む中小企業者を構成員として含む事業協同組合等	中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース) 事業の実施に要した支給対象経費の2/3 (上限600~1000万円)
建設事業主が職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う場合	建設労働者確保育成助成金(認定訓練コース) 経費助成:1人月額4,400円など 賃金助成:1人日額4,000円
中小建設事業主が、雇用する建設労働者に対して有給で認定職業訓練を受講させる場合	建設労働者確保育成助成金(技能実習コース) 経費助成:支給対象費用の9/10 賃金助成:1人日額7,000円
中小建設事業主が、雇用管理改善に資する制度を導入・適用する場合	建設労働者確保育成助成金(雇用管理制度コース) 評価・処遇制度40万円 研修体系制度30万円、健康づくり制度30万円
中小建設事業主が、若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行う場合	建設労働者確保育成助成金(若年者に魅力ある職場づくり事業コース) 事業の実施に要した経費の2/3相当額 (一事業年度について上限200万円)
中小建設事業主が、建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合	建設労働者確保育成助成金(新分野教育訓練コース) 経費助成:教育訓練に要した費用の1/3相当額 賃金助成:賃金助成:1人日額3,500円
被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する建設工事現場での作業員宿舎等の賃借により、作業員宿舎等の整備を行う場合	建設労働者確保育成助成金(作業員宿舎等設置コース) 支給対象費用の2/3 (一事業年度について上限200万円)
東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者にOff-JTとOJTによる職業訓練を行う場合	震災関連人材育成支援奨励金(総合訓練コース) 1訓練コース1人あたり以下の額(1人あたり3コースまで) 【OFF-JT】訓練経費助成 実費相当額(上限20万円) 【OJT】訓練実施助成 1時間600円

東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用  
した中小企業事業主が、その労働者に  
Off-JTによる職業訓練を行う場合

震災関連人材育成支援奨励金(Off-JTコース)

1訓練コース1人あたり以下の額(1人あたり3コースま  
で)

【Off-JT】訓練経費助成 実費相当額(上限20万円)

※ 概要はチェックリストを参照

※ 金額はすべて中小企業等向け

## トライアル雇用奨励金

### <受給額>

1名 月額4万円  
(最大12万円(3か月分))

### <支給時期>

雇入れから約3か月後に申請、その後2～3か月後に支給

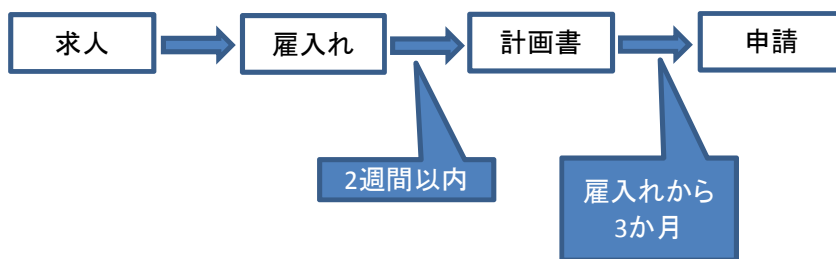
### <要件チェック>

- ハローワーク経由での雇入れである
- トライアル雇用として求人をしている

### <対象求職者(一例)>

- これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する者
- 直近で1年を超えて離職している者
- 母子家庭の母等
- 障害者

### <受給の流れ>



## 特定就職困難者雇用開発助成金

### <受給額>

- 1名 90万円（フルタイム労働者の場合）
- 1名 60万円（短時間労働者(週20～30時間未満労働)の場合）
- 1名 90～240万円（障害者の場合）

### <支給時期>

雇入れから約6か月後に申請、その後2～3か月後に支給

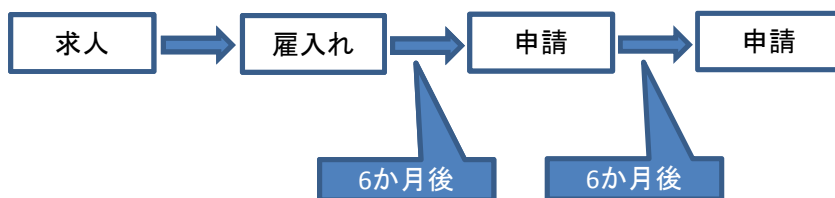
### <要件チェック>

- ハローワーク等経由での雇入れである（一部の紹介事業者も可）

### <対象求職者(一例)>

- 60歳以上の者（65歳以上は別の助成金対象だが、金額は同じ）
- 障害者
- 母子家庭の母等
- 児童扶養手当を受給している父子家庭の父

### <受給の流れ>



## 被災者雇用開発助成金

### <受給額>

1名 90万円（フルタイム労働者の場合）

1名 60万円（短時間労働者(週20～30時間未満労働)の場合）

### <支給時期>

雇入れから約6か月後に申請、その後2～3か月後に1回目の支給(受給額の半分)

その後、雇入れからおよそ12か月後に申請、その後2～3か月後に2回目の支給(半分＝残額)

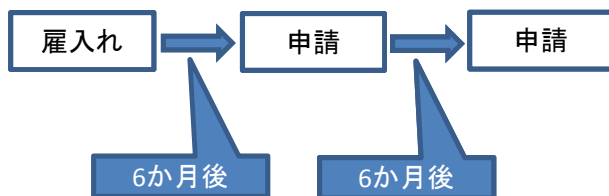
### <要件チェック>

- ハローワーク等経由での雇入れである（一部の紹介事業者も可）
- 継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇入れる

### <対象求職者(一例)>

- 震災により離職された方  
（被災地域で就業していた方、震災後に離職してその後安定した職業に就いていない方など）
- 被災地域に居住していた方（震災後に離職してその後就職していない方など）

### <受給の流れ>





## キャリアアップ助成金（正規雇用等転換）

### <受給額>

有期→正規:1人 40万円

有期→無期:1人 20万円

無期→正規:1人 20万円

(10人まで / 母子家庭等の母は10万円加算)

### <支給時期>

転換から約6か月後に申請、その後2～3か月後に支給

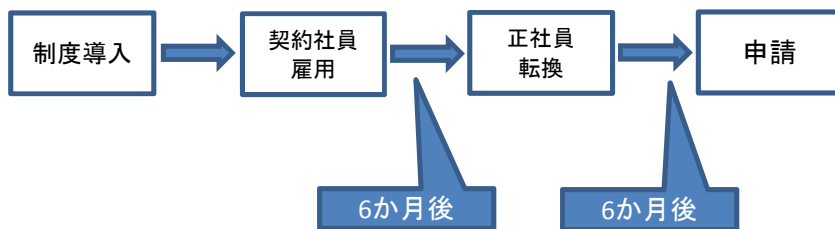
### <要件チェック>

- 正規雇用労働者等に転換するコースを就業規則に定めていること
- 転換日の前後6か月間に、労働者を解雇していないこと
- 転換前の基本給より5%以上昇給させること

### <注意点>

- 正社員転換前に6か月以上、契約社員等として雇用されていること
- 正社員として雇用することを前提として雇用された労働者ではないこと

### <受給の流れ>



## キャリアアップ助成金（短時間正社員）

### <受給額>

1人 20万円

(10人まで / 母子家庭等の母は10万円加算)

### <支給時期>

制度利用から約6か月後に申請、その後2～3か月後に支給

### <要件チェック>

- 同制度を就業規則に定め、対象となる全ての労働者に適用したこと
- 制度適用日の前後6か月間に、労働者を解雇していないこと
- 制度適用日および支給申請日に、フルタイム正社員を雇用していること

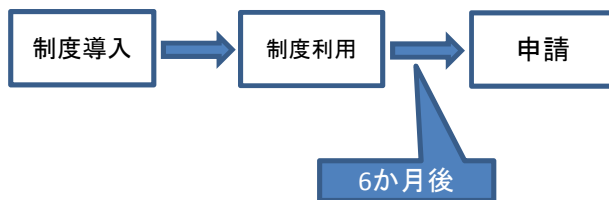
### <対象者チェック>

- 期間の定めのない雇用契約をしていること
- 給与・賞与・退職金などの算定方法がフルタイムの正社員と同等であること
- 以下のいずれかに該当すること
  - ・ 1日の労働時間を正社員より1時間以上短縮されている
  - ・ 1週間の労働時間が正社員より1割以上短縮されている
  - ・ 1週間の労働日数が正社員より1日以上短縮されている

### <注意点>

- 短時間正社員制度の3か月利用し、利用後6か月以上給与の支給がされていること

### <受給の流れ>



## キャリアアップ助成金（人材育成）

### <受給額>

- OFF-JT分の支給額
  - 賃金助成 1人1時間あたり 800円
  - 経費助成 1人 20万円(上限)
- OJT分の支給額
  - 実施助成 1人1時間あたり 700円

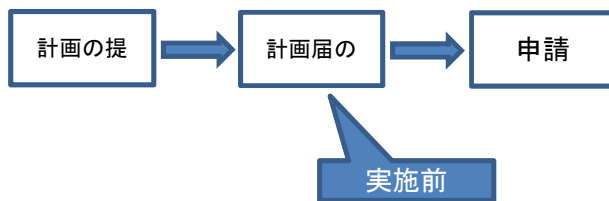
### <支給時期>

訓練終了後に申請、その後2～3か月後に支給

### <要件チェック>

- OFF-JTの場合は、1コースあたりの時間が20時間以上であること
- OFF-JTとOJTの組み合わせで実施する職業訓練で、以下の要件に該当すること
  - ・ 実施期間が3か月以上6か月以下であること
  - ・ 総訓練時間が425時間以上であること
  - ・ OJTの割合が1割以上9割以下であること

### <受給の流れ>



## 両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）

### <受給額>

1名 40万円

2～5名 各15万円

### <支給時期>

制度利用から約7か月後に申請、その後2～3か月後に支給

### <要件チェック>

- 同制度を就業規則に定め、5年以内に対象となる全ての労働者に適用したこと
- 短時間勤務制度等について、就業規則等で定めた上で、実施していること

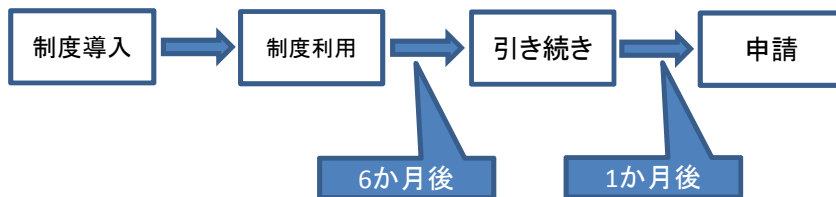
### <対象者チェック>

- 給与・賞与・退職金などの算定方法がフルタイムの正社員と同等であること
- 以下のいずれかに該当すること
  - ・ 1日の労働時間を正社員の時よりも1時間以上短縮されている
  - ・ 1週間の労働時間が正社員の時よりも1割以上短縮されている
  - ・ 1週間の労働日数が正社員の時よりも1日以上短縮されている

### <注意点>

- 短時間正社員制度の6か月利用し、利用後1か月以上雇用されていること

### <受給の流れ>



## 中小企業労働環境向上奨励金（介護福祉機器等助成）

### <受給額>

介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）

### <支給時期>

定めた計画開始日から3か月～1年後に申請、その後2～3か月後に支給

### <要件チェック>

- 介護サービス事業を行っていること
- 導入機器の使用を徹底させるための研修や導入機器のメンテナンスを行う
- 導入機器が1品10万円以上であること
- アンケート調査などにより、導入効果を把握する。

### <受給の流れ>

